

青森県報

第千百号

令和八年
八月五日
(水曜日)

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(福祉課) ……一

○右 同……………(同) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……一

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……二

告 示

青森県告示第四百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年八月五日

名 称	青森県知事
所 在 地	宮 下 宗 一 郎
年 月 日 定	

なの花薬局五戸店

三戸郡五戸町字正場沢三の四

令和
八・八・一

青森県告示第四百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年八月五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	訪問看護事業所アクトリ I・ハーヴ
所 在 地	青森市浜館四丁目八の一三
年 月 日 定	令和 八・八・一

青森県告示第四百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和八年八月五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	平成調剤薬局
所 在 地	青森市篠田一丁目九の八
年 月 日 定	令和 八・六・六

青森県告示第四百三十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年八月五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

加入区 の名称	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	
		期 間	場 所
平内	東津軽郡平内町大字清水川字和山八八の一三 船橋 博孝 東津軽郡平内町大字土屋字淀川一四の五 田村 義夫 東津軽郡平内町大字茂浦字向田八の二 蛎崎 武義	令和八年八月五日から同月十九日まで	平内町漁業協同組合

（発行所・発行人）

青森市長島一丁目一番一号

青森県

（印刷所・販売人）

青森市第二問屋町三丁目一番七七号

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付二十四円九十五銭